

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 ■■■福祉事務所長

審査請求人が平成30年6月12日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要

1 処分に至る経緯等

審査請求書、弁明書、反論書、審理員からの質問に対する回答書、処分庁から提出された弁明書に添付された物件による本件審査請求に係る本件処分及び本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成26年10月29日に処分庁は審査請求人の生活保護を決定した。
- (2) ケース記録から、保護開始時において、審査請求人及び処分庁は、審査請求人に障害年金の受給権があることについて、認識していた。
- (3) 処分庁は、審査請求人に対する援助方針の1つとして障害年金の受給手続を支援することを掲げ、少なくとも保護開始時の初回訪問及び毎年度の初回に当たる訪問の際に、そのことを説明していたことがケース記録に記録されている。
しかし、この記録には、処分庁が審査請求人の年金裁定手続の支援を行った内容は、示されていない。
- (4) 平成29年3月16日
審査請求人から、■■■年金事務所に障害年金請求用の書類を提出し、受理されたとの報告がなされた。
- (5) 平成29年7月31日

審査請求人の障害年金の給付が決定されたことを処分庁が、審査請求人から提出された年金支払通知書(写)により確認。

内容は次のとおり

受給権を取得した年月 平成18年8月
受給決定額 基礎年金 259,766円
厚生年金 4,096,776円
計 4,356,542円

年金の種類 障害厚生年金2級

(6) 平成29年7月31日

処分庁は、保護要否判定を行い8月1日付けで請求人世帯の保護を廃止する決定を行い、同日付けで、審査請求人に「保護廃止決定通知書」により通知した。

(7) 平成29年8月16日

処分庁は次のとおり、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「前回処分」という。）を決定した。

- ① 返還対象額 3,726,888円
- ② 資力発生日 平成26年10月29日
- ③ 資力受領日 平成29年8月15日
- ④ 事実確認日 平成29年7月31日
- ⑤ 文書指示 なし
- ⑥ 保護費支弁額 3,793,084円
- ⑦ 費用返還免除額 0円
- ⑧ 費用返還決定額 3,726,888円
- ⑨ 診断会議 なし
- ⑩ 法第63条設定日 平成29年8月16日
- ⑪ 調定年月日 平成29年10月5日

(8) 平成29年8月21日

前回処分に係る返還の金額に納得できないとする審査請求人と処分庁との間で話し合いが行われた。

なお、話し合いの内容については、審査請求人が議事録を作成するよう処分庁に要請したため、記録が残されている。（平成29年8月21日のメモ）

(9) 平成29年11月6日

審査請求人は、審査庁に前回処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

(10) 平成30年1月24日

審査庁は、以下のとおり、前回処分は不当として、「処分を取り消す」旨の裁決を行った。

<裁決の概要>

前回処分における費用返還対象額の算定自体は違法性・不当性は認められないものの、処分庁は、遡及年金の費用返還の決定に際し、国が通知で実施するよう求めている3つの説明のうち、自立更生費等の扱いについての説明を行っておらず、当該説明を行わないことにより、審査請求人は、費用返還額の控除について相談する機会を失っているといわざるを得ない。

よって、処分庁においては、費用返還の控除について審査請求人に説明し、控除について相談がされた場合には、その必要性について検討する必要があり、

これを行っていない前回処分は不当である。

(11) 平成30年1月25日

処分庁は、審査庁より裁決書の謄本を受理。

(12) 平成30年2月14日、平成30年2月19日

処分庁は、費用返還の控除についての説明を行うため、審査請求人へ電話をかけるも、番号が使われていないとのアナウンスであった。

(13) 平成30年2月27日

処分庁は、費用返還の控除についての説明文書（平成30年2月27日付け■福祉第686号（以下「説明文書」という。））を審査請求人へ郵送。

(14) 平成30年3月6日

平成30年2月27日付け■福祉第686号の文書に不満があるとして、審査請求人が■福祉課（以下「支所福祉課」という。）に来庁。

(15) 平成30年3月23日

その後何の進展もないとして、審査請求人が支所福祉課に来庁。処分庁職員が出向き、説明文書に付記した相談期限を過ぎたとして、改めて法第63条費用返還の処分を行う準備が整った旨伝えた。

同日、処分庁は、改めて、次のとおり、費用返還決定処分を行うとともに、費用返還に伴う通知（平成30年3月23日付け■福祉第741号。※当該通知に費用返還命令書（同日付け■福祉第613号）を添付。）を郵送。

① 返還対象額 3,726,888円

② 費用返還免除額 0円

③ 費用返還決定額 3,726,888円

④ 法第63条設定日 平成30年3月23日

⑤ 調定年月日 平成30年3月23日

なお、その他資力発生日等については、前回処分の内容と同じである。

(16) 平成30年3月26日

平成30年3月23日付け■福祉第741号の文書に対し、質問があるとして、審査請求人が支所福祉課に来庁。

(17) 平成30年4月2日

平成30年3月26日に質問した回答確認のため、審査請求人が支所福祉課に来庁。

(18) 平成30年6月12日

審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

2 処分の期日・内容等

(1) 処分の期日 平成30年3月23日

(2) 処分の内容

ア 内容：法第63条に基づく費用返還命令。

イ 返還すべき金額：3,726,888円

ウ 返還すべき理由：受給した遡及年金について、返還してください。

3 審査請求の期日・内容等

(1) 審査請求の期日

審査請求年月日 平成30年6月12日

補正命令年月日 平成30年6月18日

補正年月日 平成30年6月26日

(2) 審査請求の内容

処分庁が平成30年3月23日付け■福社第613号で通知してきた費用返還命令書に係る処分の取消しを求める。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の理由の要約

審査請求書における、審査請求人の主張は概ね次のとおりと解される。

前回（平成29年11月6日請求）の審査請求（以下「前回請求」という。）に係る審査庁の裁決（平成30年1月24日）において、「遡及年金の費用返還の決定に際し、国が通知で実施するよう求めている3つの説明のうち、自立更生費等の扱いについての説明（以下「当該説明」という。）を行っておらず、これを行わざなされた前回処分は不当として、処分を取り消す」とされたにもかかわらず、当該説明をしないまま、処分庁から本件処分がされた。

当該説明をしないままなされた決定は不当であり、本件処分の取消しを求める。

なお、今回の事案は、前回請求でも記したが、生活保護において、審査請求人と同様のケースに対して長年行われたマニュアルではないかと考えている。

また、処分庁の教示については、一応あったが、非常に極小の文字で表示されており、行政文書（命令書）における教示の意味を理解していかなければ気づかないものである。後に問題が起きた際に言い訳として表示しているとしか思えない。むしろ気づかないようにしているとしか考えられない。命令書等の表記に関する法令違反ではないか。広告等の看板には表示の文字の大きさについて、判例がある。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 審査請求書記載事実の認否

ア 「前回請求にて決定された自立支援に関する説明を実施しないまま、命令書が送付された。」については、否認する。

その理由は、前回請求で保護の実施機関は、被保護者が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと、の3つの取扱を説明することになっていて。①と②については、平成29年2月8日及び同年6月8日に審査請求人

に説明を行っているが、③については説明を行っていなかったため、処分は不当との裁決であった。そのため、③について審査請求人へアポイントを取り付け、説明を行おうと平成30年2月14日、平成30年2月19日に電話をかけたが繋がらなかったため、平成30年2月27日「遡及年金受領に伴う法第63条費用返還について（平成30年2月27日付け■福社第686号）」の通知により、自立更生費等の控除を認める場合があることを、平成30年3月16日までの相談期限を付して文書にて説明を行っている。

イ 「処分庁の教示の有無について、命令書等の表記に関する法令違反ではないか。」については、否認する。

その理由は、行政不服審査法第82条第1項により、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに行政不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示している。また、文字の大きさについては、通知書の限られた範囲内で表示されているものであり、他の事項に係る文字と比較しても、不适当に目立ちにくく表示をしているものではない。

(3) 本件処分の内容及び理由

ア 本件処分の内容

遡及年金受領に係る費用返還命令

イ 本件処分の理由

年金については、法第61条により収入の状況に変動があったときは、保護の実施機関にその旨を届けなければならないとなっており、それに基づき収入認定することとなるが、今回遡及して受給した年金は返還対象となる。

平成29年8月14日に審査請求人が受給した年金4,356,542円のうち、同年6月及び7月分の年金253,671円は、同年8月14日が本来の支払日であったことから、通常支給分の年金として収入認定を行うこととなるが、同年8月1日に保護廃止となつたため、収入認定しない。

また、遡及支給分の年金4,102,871円のうち、消滅時効の5年が経過した平成24年2月分から同年5月分の年金375,983円も、収入認定の取り扱いとなるが、前述同様に保護廃止のため、収入認定しない。

残りの平成24年6月から平成29年5月分までの年金3,726,888円については、保護開始日の平成26年10月29日を資力発生日と定め、法第63条に基づき、保護の開始から廃止日前日の平成29年7月31日までに保護費として支弁した3,793,084円に相当する額の返還を命じる前回処分を行い、書面で通知したものである。しかし、費用返還額の決定について、上記(2)ア③の費用返還の控除について説明がなされていないことにより、費用返還額の控除について機会を失っているといわざるを得ないため、これを行っていない前回処分は不当との裁決であった。

そのことにより、事前に相談する機会を設けた上で、改めて上記(2)ア③の費用返還の控除について文書で説明を行い、保護費として支弁した額の返還を命じる処分（本件処分）を書面で通知したものである。

3 審査請求人の弁明書に対する反論の内容

(1) 弁明書のうち「本件処分に至るまでの経緯」について

審査請求人が記載している事項は、前回請求の裁決（平成30年1月24日）以



前の経緯で、当該裁決時に整理済みの事項であるため、省略する。

(2) 弁明書に対する認否以外の反論の内容

ア 教示の表示について

命令書という文字の大きさに比べておおむね20分の1くらいの大きさで表示している。

また、注意喚起をするようなマークもない。通知書には、多くの余白部分があり、不当に目立ちにくく表示でないとしているが、個人の主觀に過ぎない。親切な行政サービスを行うのであれば別紙にて添付することも可能である。いずれにしても不当でないならば法的根拠を示すべきである。

イ 私のような条件を満たす生活保護受給者に対して、約2年間認定し支給した後、年金を受給させ、その年金で支給額のほぼ全額を回収するマニュアルがあるのでないかについては、処分庁からの弁明がないが、認めると解するがよいのか。

ウ 弁明の内容が証拠に基づいていない。役人用語なのか、事実を究明しようという姿勢が全くない。前回も述べたが、事実を知りたい。

エ 今回の反論書には、前回請求時の反論書にも添付されていた平成29年8月21日のメモが添付されており、処分庁がもっと早く「自分で年金事務所に行くよう」助言や支援を行っていれば、平成27年10月には保護廃止となっていた可能性があり、保護費支弁額が少額で済めば、その分費用返還対象額が少額となった可能性がある。結果、平成29年8月に保護廃止となるよりも多額の遡及年金を保有したまま、保護が廃止されていたことが予想されることから、前回処分と同じ額の返還命令を行った本件処分が不当であると、主張しているものと解される。

理 由

1 本件に係る法令等の規定

(1) 補足性の原理と法第63条に基づく費用返還について

法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

また、法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定されている。

この、法第63条に基づく費用返還の決定について平成24年7月23日付け社援発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下、「平成24年課長通知」という。)の1(1)アにおいて、生活保護法第63条に基づく費用返還の取扱いが示されており、そこでは、「法第63条に基づく費用返還については、原則全額を対象とすること。」とし、遡及して支給された年金については特に同通知1(2)において次のとおり取り扱うよう通知されている。

年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることの公平性を考慮すると、厳格に対応することとし、そのため、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の説明をしておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては、法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと。

さらに、本通知において、遡及年金の費用返還の決定に際しての留意事項として、次の2点を示している。

- ア 原則として遡及受給した年金は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。
- イ 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払額と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

2 上記規定に照らした本件処分に関する考え方

(1) 本件審査請求の論点について

前回請求の裁決において、審査請求人が受給した遡及年金について、処分庁がその全額を費用返還対象額としたことについては、「平成24年課長通知に従い適切に行われたものであり、違法又は不当な取扱いであるとは認められていない。」としており、本件審査請求においては、改めて論点としないこととする。

前回請求の裁決においては、「被保護世帯に年金が遡及して支給される場合に、平成24年課長通知は、保護の実施機関に対して自立更生費等を控除する上で厳格な対応を求めるとともに、その前提として必要な手続を定めたものである。

このことを踏まえると、当該説明は、処分庁の判断により省略することができるものではなく、また、審査請求人は、処分庁が当該説明を行っていないことにより、費用返還額の控除について相談する機会を失っているといわざるを得ない。

よって、処分庁においては、上記1(1)③の費用返還の控除について審査請求人に説明し、控除について相談がなされた場合には、その必要性について検討する必要があり、これを行っていない前回処分は不当である。」としており、本件審査請求の審理においては、処分庁が、前回請求の裁決を踏まえ、費用返還の控除について適切に説明を行った上で、本件処分を行ったかについて、論点として検討することとする。

(2) 本件処分における費用返還控除の説明について

審査請求人の審査請求書及び処分庁の弁明書・ケース記録等によると、本件処分に至る主な経緯等は以下のとおりである。

ア 平成30年2月14日、平成30年2月19日に費用返還の控除についての説明を行うため、審査請求人へ電話をかけるも、番号が使われていないとのアナウンスであったとのこと。電話が通じなかつたことについては、3月23日のケース記録によれば、審査請求人は「機種変更をしたため、電話番号が変わった。」としている。

イ 平成30年2月27日に説明文書を審査請求人へ郵送している。説明文書において、費用返還の控除が必要な場合は平成30年3月16日までに処分庁に連絡するよう付記したとしている。

処分庁職員が審査請求人宅を訪ねるなどの対応をとらず、説明文書を郵送したことについては、行政不服審査法第36条の規定に基づき審理員が平成30年7月24日付けで行った質問書に対する回答（以下「質問書回答」という。）の中で、「直接、審査請求人宅を訪問することも検討したが、これまでの審査請求人の面接時の言動や電話での対応などを踏まえ、所内で協議した結果、連絡なしに直接審査請求人宅を訪問しても、冷静な対応は困難と判断したため、説明文書を送付した」としている。

ウ これに対し、平成30年3月6日のケース記録によれば、審査請求人が、支所福祉課に来庁し、市役所がミスしたのになぜ来所しなければならないのか、ミスに対しての説明や経緯が文面に記載されていない、誠意が感じられないなど、不満を訴え、処分庁の職員に伝えるよう要求している。これは、自宅で処分庁の説明を聞く意思があったと認められる。

エ 同日、支所福祉課に出向くなどの対応をしなかったことについて、処分庁は質問書回答の中で「審査請求人が支所福祉課へ来庁している旨の連絡がありましたら、他の被保護者の事案を対応中であったため、すぐに対応できませんでした。」としており、処分庁の弁明書やケース記録からも、説明についての日程調整をするなどの対応をとった事実は認められない。

オ その後、処分庁が審査請求人に連絡をとるなどの対応はしないまま、説明文書で相談期限としていた同年3月16日を経過している。

カ 審査請求人は、同年3月23日に再び支所福祉課に来庁し、処分庁からの何の応答もないことに激高している。ケース記録によれば、この時は、処分庁の職員が出向き、今後の対応（新たな法63条に基づく返還命令手続等）を審査請求人に説明しようとしたが、話を遮るように去り、十分な説明ができないかったとしている。

キ 処分庁は、平成30年3月23日付けで、本件処分を行い、費用返還命令書を審査請求人に送付している。

以上の経緯を踏まえると、審査請求人が文書ではなく処分庁の職員が審査請求人宅を訪問するなどして直接の説明を求めたにもかかわらず、処分庁は過去の経緯等から審査請求人宅を訪問するなどの対応をとらないまま、結果として、審査請求人と処分庁の意見が平行線のまま相談期限を迎えたことをもって、平成30年3月23日に本件処分を行ったものと認められる。

前回請求の裁決では、費用返還額の控除について説明の上、相談する機会を与えることを求めているが、説明文書の送付にとどまる処分庁の対応によ

り審査請求人が相談する機会を失する状況に至っていることから、自立更生費等として控除するものがあるかの検討が行われないままなされた本件処分は、不当な処分と認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月20日

鹿児島県知事 三反園 訓



